

平成 1 9 年 3 月 8 日

配偶者からの暴力事案の対応状況について（警察庁）

1 配偶者からの暴力相談等の認知状況

認知件数は、前年に比べて1,348件（8.0%）増加した。

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
14,140	12,568	14,410	16,888	18,236

注）認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上。

2 配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る対応状況

前年に比べて、裁判所からの書面提出要求及び保護命令の通知が増加した。

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	対前年増減数(%)
医療関係者からの通報 (法第6条第2項)	40	31	32	50	53	+3(+6.0)
裁判所から書面の提出要求 (法第14条第2項)	1,059	1,293	1,541	2,025	2,172	+147(+7.3)
裁判所から更なる説明要求 (法第14条第3項)	15	4	2	32	12	-20(-62.5)
裁判所から保護命令の通知 (法第15条第3項)	1,176	1,499	1,774	2,178	2,247	+69(+3.2)
接近禁止命令のみ	832	1,075	1,176	1,657	1,722	+65(+3.9)
子への接近禁止	-	-	45	879	986	+107(+12.2)
退去命令のみ	4	5	5	4	8	+4(+100.0)
接近禁止命令及び退去命令	340	419	593	517	517	±0(±0.0)
子への接近禁止	-	-	18	329	350	+21(+6.4)
保護命令違反の検挙 (法第29条)	40	41	57	73	53	-20(-27.4)

注）平成16年の「子への接近禁止」は、12月2日から12月31日までの間

3 警察が執った措置（平成18年中）

配偶者からの暴力事案に対して警察が執った措置（複数計上）は次のとおりである。

		件数	(%)
他法令による検挙		1,525	(8.4)
ストーカー規制法に基づく警告		27	(0.1)
加害者への指導警告		3,353	(18.4)
警戒活動		1,367	(7.5)
被害者への防犯指導		11,808	(64.8)
防犯器具の貸出し		135	(0.7)
警察本部 長等 の 援 助	被害を自ら守るための措置の教示	533	(2.9)
	住民基本台帳事務における支援	2,510	(13.8)
	捜索願への対応	647	(3.5)
	上記 両方	192	(1.1)
	被害防止交渉に関する事項についての助言	104	(0.6)
	加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	47	(0.3)
	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	73	(0.4)
	その他適当と認める援助	154	(0.8)
関係機関への連絡		3,138	(17.2)
保護命令制度の説明		11,686	(64.1)
その他		3,332	(18.3)

注1)割合は、平成18中に都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった18,236件中の割合を算出したもの。

注2)「関係機関」は、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、女性センター、民間シェルター等を計上している。

注3)「その他」は、弁護士会の教示、保護等を計上している。

他法令による検挙の内訳

		平成17年	平成18年	対前年比(%)
総計		1,367	1,525	+158(+11.6)
殺人		87	62	-25(-28.7)
強姦		4	4	±0(±0.0)
暴行		202	351	+149(+73.8)
傷害		887	908	+21(+2.4)
傷害致死		-	6	-
脅迫		10	21	+11(+110.0)
強制わいせつ		0	2	+2(-)
住居侵入		26	27	+1(+3.8)
逮捕監禁		13	9	-4(-30.8)
名誉毀損		1	1	±0(±0.0)
器物損壊		39	45	+6(+15.4)
暴処法違反		18	24	+6(+33.3)
ストーカー規制法違反		2	2	±0(±0.0)
銃刀法違反		17	17	±0(±0.0)
その他		61	46	-15(-24.6)

注1)発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者暴力事案であることが判明したものを含む。

注2)未遂のある罪は、未遂を含む。

注3)「その他」には、公務執行妨害、放火などが含まれる。

注4)「傷害致死」は、平成18年から計上している。